

公益財団法人日本スポーツ協会 協力団体規程

(目 的)

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）の目的を達成するための諸事業を積極的に推進していく上において、本会組織の強化充実はもとより、本会の事業に参画するスポーツ関係団体との関係・協力は、益々重要となってきた。

このため、本会の事業に参画するスポーツ関係団体との一層の関係を図っていくことを目的に、本規程を定める。

(協力団体)

第2条 本会の主催事業に参画する国内におけるスポーツ関係団体を協力団体とすることができる。

(協力団体の組織)

第3条 協力団体は、その団体の全国統轄団体として適当なる組織を有するものとする。

(協力団体会議)

第4条 本会会長は、必要と認めた場合、協力団体会長会議及び事務連絡会議を召集する。

(協力団体の承認)

第5条 本会の協力団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 加入申込書
- (2) 規約
- (3) 役員名簿
- (4) 沿革
- (5) 事業概況書

(協力団体の退会)

第6条 協力団体が退会しようとする場合には、その団体の代表者から本会会長に退会届を提出するものとする。

(規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則1

1. この規程は、平成3年4月10日から施行する。

附則2

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則3

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。